

令和5年度事業計画

自 令和5年7月1日

至 令和6年6月30日

1 基本方針

世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、生活様式の変更を余儀なくされ、先の見通しがきかない不透明な社会情勢となっておりますが、ようやく落ち着きを見せ始め、新型コロナウイルス感染症の扱いが、法律に基づく管理から、個人・事業者の自主的な取組を基本とする扱いへと変更になったことから、基本的な感染対策を行いながら、コロナ禍前の日常へ戻るといった人々の意識の変化を感じております。そのような中、コロナ禍で更に進む人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化等の社会課題の解決に向けて、官民が協働して重点的な投資と規制・制度改革を計画的に実施することにより、変化に対して経済社会の構造を強靱で持続可能なものに変革し、デジタル化・国土強靱化等を推進していく国の方針が示されております。今後、新しい施策に対応しながら、変わらず益々社会から必要とされ、選択される公益法人であり続けるため、より一層の努力と研鑽を重ね続ける必要があります。

当協会は、変化していく社会に乗り遅れることなく、社会から必要とされる業界として更に発展するためには、土地家屋調査士業務の拡大は喫緊の課題であり、その中において、業務の中心である嘱託登記関連業務の適正・迅速な業務処理による発注官公署との信頼関係構築は、なくてはならない重点課題であります。官公署が行う様々な公共事業において、土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、積極的に関与し、官公署等の実施する事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続の円滑な実施に寄与するという役割を担うことにより、その存在意義が高まるものと考えます。

あらためて公益法人としての協会の設立目的・趣旨を鑑みて、環境・法体系等の変化に対応しながら、社会的使命及び責任の重さを十分に自覚し、官公署へ様々な提言・協力をを行い、公益目的事業を実施することが、社会貢献に繋がることを念頭に活動を行ってまいります。

- 1 業務受託・管理体制のさらなる充実及び検討
- 2 地図整備事業等大規模事業への取り組み
- 3 官公署への相談業務・啓発・広報活動の充実
- 4 研修体制の拡充、検討
- 5 公益社団法人としての会務運営の適正化